

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社Cセンターに配属され、外勤営業職として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、軽自動車を運転して通勤途中、後続車に追突され負傷した（以下「本件通勤災害」という。）。

請求人は、同日、D接骨院に受診し「頸部捻挫、右背部挫傷」と診断された後、平成〇年〇月〇日、E医療センターに受診し「頸椎捻挫」等と診断され、同年〇月〇日、F病院に受診し「右内耳障害」等と診断され、同年〇月〇日には、G医院に受診し「右肩痛、右肩関節唇損傷」（以下、これらを併せて「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は本件通勤災害によるものであるとして、監督署長に療養給付（移送費）を請求したところ、監督署長は、自家用自動車を使用して通院が行われた場合に該当しないとして、一部を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、E医療センター及びF病院への通院に係る移送費については取り消したものの、G医院への通院に係る移送費についてはこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定のうち棄却された部分を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の療養給付（移送費）について、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第13条第2項第6号に定める「移送」の費用に属する通院費については、政府が必要と認める通院に係るものに限るとされ、その範囲は、「移送の取り扱いについて（通院）」（局長通達）（改正平成20年10月30日付け基発第1030001号）及び「移送のうち通院を取り扱うに当たって留意すべき事項について」（留意通達）（平成20年10月30日付け基労補発第1030001号）により定められているところ、自家用自動車を使用して当該通院が行われた場合に要した費用については、昭和53年7月6日付け基発第386号「自家用自動車の使用による傷病労働者の移送に要した費用の保険給付の取り扱いについて」（以下「自家用車通達」という。）により定められている。当審査会としても、これら通達による考え方は妥当であると思料する。

(2) 請求人は、監督署長が決定したG医院への通院に係る費用について再審査請求に及んでいるところ、上記に基づき、検討すると、次のとおりである。

ア 費用支給の妥当性

H医師作成の平成○年○月○日労働基準監督署受付の意見書を踏まえると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、G医院への通院は、請求人住居地から最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関への通院と認め、通院費の支給が認められるものと判断する。

イ 通院方法の妥当性

請求人は、自家用車による通院として請求しているところ、当審査会としても、請求人は自家用車を使用して通院していたものと認め、これにより通院費を算定することは妥当であると判断する。

ウ 通院に係る費用の算定方法

審査官は、決定書理由に説示のとおり、当該算定方法を示しているところ、当審査会において、改めて、請求人の勤怠報告書、請求人の受診時間の記録を含む一件記録を精査したが、審査官の上記算定方法は妥当と思料するも、請求人の休日の通院については、往復分を算定することとするのが合理的であると判断する

エ 通院に係る費用の支給額

自宅からの距離を○km、車で移動する所要時間を○分とする審査官の認定は妥当と認められるところ、上記算定方法に基づき、当審査会が作成した「勤務実績及び受診時間」は、別紙1（略）のとおりである。これによれば、合計距離は○kmであり、上記自家用車通達によるガソリン代は1km当たり37円であるから、G医院への通院に係る費用は、○円と判断される。

(3) G医院への通院に係る費用の支給額は、上記のとおりと認められるところ、既に、監督署長は○円として支給決定していることから、当審査会としては、請求人に対してなされた原処分を不利益に変更することはできないと解し、監督署長の支給決定を是認するものであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養給付を一部支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。